

コンパクト・エコシティ推進計画に掲げる 事業の進捗状況について

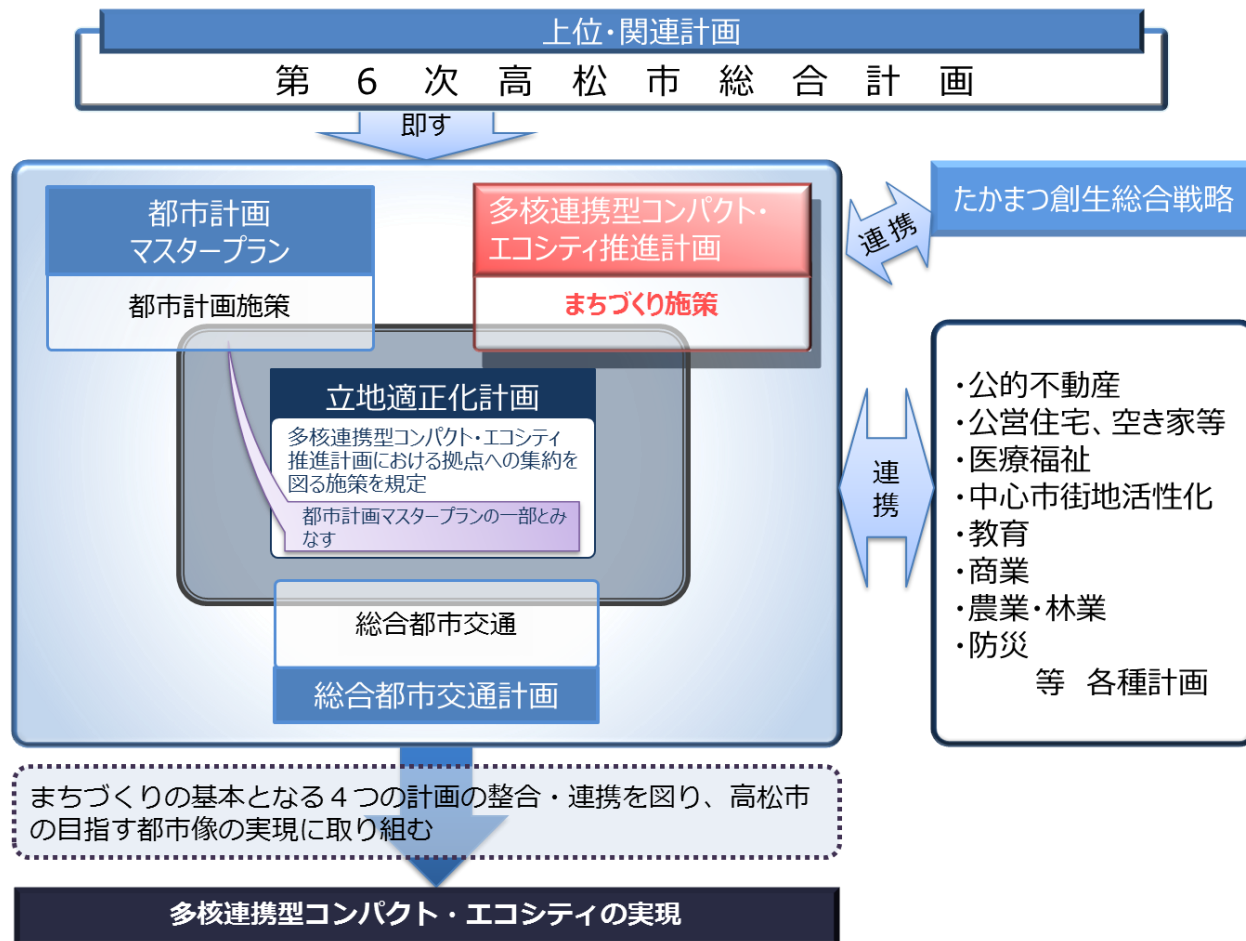
令和元年6月12日
高松市 都市計画課

多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画について

◎ 推進計画と上位・関連計画との位置付け

多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画とは

まちづくりの基本となる他の3つの計画と一体となって
「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向けて取り組むものであり
市域全体におけるまちづくり施策及び実施事業を取りまとめたもの



施策体系及び取り組むべき内容

◎多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画の施策体系

誘導施策の区分		施策の方針	施策
都市機能の誘導を図るための施策	1	1.都市機能・生活機能の集約・強化	①都市機能の誘導や高質化
	2	2.居住人口の維持・誘導	②中心市街地の魅力の強化
			③定住人口の維持・誘導
	3	3.地域の暮らしやすさの向上	④選ばれる地域づくりの推進
			⑤良好な居住環境の創出
		4.公共交通ネットワークの再編	⑥人との繋がりのある地域づくりの推進
			⑦持続可能な公共交通ネットワークの再構築
			⑧公共交通の利便性の向上
		5.都市経営の効率化	⑨効率的で効果的な行財政運営の推進
	誘導区域外の施策	6.市街地拡大の抑制	⑩土地利用の適正化
			⑪市街地の有効活用
		7.誘導区域外においても 住み続けられる生活環境の維持	⑫拠点との連携の確保
			⑬豊かな自然と調和した生活環境の維持

実現に向けて

◎多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に掲げる事業の進捗状況

計画期間：平成30（2018）年～令和10（2028）年

→1年毎に進捗状況調査を実施

着手時期

○前期：令和2年度までに着手する事業

実施済（完了分）	1事業
実施済（継続分）	48事業
実施済（平成30年度着手）	1事業
令和2年度までに着手予定	8事業

○中長期：令和3年度以降に着手する事業

令和3年度以降に着手	8事業
------------	-----

合計 66事業

進捗状況について

- ・実施済（完了分）
⇒ 事業が完了したもの
（整備完了したハード事業など）
- ・実施済（継続分）
⇒ 事業を実施し、
今後も継続していくもの
（毎年継続して行っていくもの）
- ・実施済（平成30年度着手）
⇒ 平成30年度に事業に着手
したもので実施中のもの
- ・令和2年度までに着手予定
⇒ 令和元年度～令和2年度に
着手予定のもの

推進計画に掲げる事業の進捗状況（内訳）

施策の方針	施策	事業					
		前期				中後期	合計
		実施済 (完了分)	実施済 (継続分)	実施済 (平成30年度 に着手)	令和2年度 までに着手予定	令和3年度 以降に着手	
1 都市機能・生活機能の 集約・強化	①都市機能の誘導や高質化	1	11	1		3	16
	②中心市街地の魅力の強化						
2 居住人口の維持・誘導	③定住人口の維持・誘導		3		3	2	8
	④選ばれる地域づくりの推進						
3 地域の暮らしやすさの向上	⑤良好な居住環境の創出		15	(1)	1	1	17 (1)
	⑥人との繋がりのある地域づくりの 推進						
4 公共交通ネットワークの再編	⑦持続可能な公共交通ネットワーク の再構築		9 (1)		1	1	11 (1)
	⑧公共交通の利便性の向上						
5 都市経営の効率化	⑨効率的で効果的な行財政運営の 推進		4 (1)				4 (1)
6 市街地拡大の抑制	⑩土地利用の適正化		4		2		6
	⑪市街地の有効活用						
7 誘導区域外においても住み 続けられる生活環境の維持	⑫拠点との連携の確保		2 (6)		1	1 (1)	4 (7)
	⑬豊かな自然と調和した生活環境の 維持						
合計		1	48 (8)	1 (1)	8	8 (1)	66 (10)

※()内は、再掲の事業数

多核連携型コンパクト・エコシティ推進事業一覧

					現行計画		
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
1.都市機能・生活機能の集約・強化							
①都市機能の誘導や高質化							
	1	総合センター整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)		今後とも市民に適切な公共サービスを提供するために、コンパクトで持続可能な都市づくりが求められているが、合併時の所管区域をそのまま継承している支所を始めとした、市民の身近な行政機関である地域行政組織においても、今後の本市の一体的なまちづくりを進めていく上で、全市域的な視野に立って、社会経済環境の変化を踏まえた行政サービスの提供をしていくべきであるという考え方の下、市役所の取り扱うサービスのほとんどが本庁組織に集約されている機能を総合センターへ分散させ、また、地域包括支援センターや保健センターの出先機関とも連携することにより、超高齢社会の到来や行政ニーズの多様化に対応し、本庁に行かなくても、より身近な場所での総合センターにおいても同様に、住民福祉や利便性の向上につながる行政サービスを中心に、これまでの支所・出張所よりも幅広いサービスを提供しようとするもの。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 中部総合センター（仮称） 用地取得、埋蔵文化財調査及び最終ます設置工事が完了。 本体整備実施設計、広場整備設計及び防火水槽設置工事に着手。 東部南総合センター（仮称） 本体整備基本設計が完了。 【今後の予定】 中部総合センター（仮称） 本体整備実施設計、広場の整備設計及び防火水槽設置工事の完了後、本体及び広場整備工事に着手。（R3年度末オープン予定） 東部南総合センター（仮称） 本体整備実施設計及び擁壁等改修設計に着手し、完了後、開発工事、埋蔵文化財調査及び本体工事に着手（R4年度末竣工予定）
	2	新病院を核としたまちづくり推進事業（北側エリア整備事業）	前期(2020年度までに着手するもの)		地域交流拠点である仏生山地区に、多核連携型コンパクト・エコシティの地域交流拠点のモデルとして「人が集い 文化にふれあうエリア」をコンセプトに利便性の高い多様な交流施設の整備を行う。 【具体的な内容】 ・市道整備（エリア内道路、仏生山町8号線） ・街区公園、地域交流センター、総合センター等の基盤整備 ・パークアンドライド駐車場整備	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 仏生山駅パークアンドライド駐車場整備に関しては、H29年度に行った実施設計を基に、計画的に工事に着手し、整備が完了し供用を開始した。 地域交流センター、総合センター等に関しては、用地取得、埋蔵文化財調査及び最終ます設置工事が完了するとともに、本体整備実施設計、広場整備設計及び防火水槽設置工事に着手した。 市道整備に関しては、居住機能エリアの舗装工事が30年3月に完了した。 【今後の予定】 供用を開始した施設においては適正な管理に努める。 地域交流センター、総合センターに関しては、条例の制定、関連する指定管理者の選定、本体整備実施設計、広場の整備設計及び防火水槽設置工事の完了後、広場整備工事に着手する予定である。（R3年度末オープン予定） 市道整備については、子育て支援施設エリア周辺の道路工事を行う予定。
	3	民間活力を活用した公有地活用による都市機能強化	中後期(2021年度以降に着手するもの)		都市機能誘導区域内の公有地において、定期借地権やPFIなど民間活力で都市機能を誘導し、立地が必要な都市機能の維持・運営を図る。	令和3年度以降に着手	
	4	誘導施設立地の支援	中後期(2021年度以降に着手するもの)		「都市再構築戦略事業」や「都市機能立地支援事業（民間補助）」における税制優遇や賃料減免措置の導入を検討し、国の直接補助と合わせて医療・福祉・商業など、各拠点に必要な都市機能について、民間活力も活用しながら誘導を図る。	令和3年度以降に着手	

						現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		5	地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合	前期(2020年度までに着手するもの)	地域における総合的な保健・福祉の相談窓口の充実及び子どもから高齢者まで一体的・専門的な対応による保健・福祉サービスの向上を目指し、地域行政組織再編計画に基づく総合センターの開設に合わせ、既存の地域包括支援センターの出先機関（サブセンター・サテライト）及び保健センターの出先機関（保健ステーション・合併町保健センター）を統廃合し、各区域の総合センターに段階的に移転させる。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 サブセンター古高松を廃止し、地域包括支援センター(中央)及び牟礼、山田の各サブセンターに統合した。 【今後の予定】 令和3年度(予定)に中部総合センター(仮称)の完成後、サブセンター一宮を廃止し、同総合センター及び国分寺総合センターに統合し、サブセンター山田の一部を中部総合センター(仮称)に移管する。 令和4年度(予定)に東部南総合センター(仮称)の完成後、サブセンター山田を同総合センターに移転する。 <保健センター> 【平成30年度の取組】 古高松保健ステーションについて当初、東部南総合センター(仮称)の完成に合わせて、移転する計画であったが、建物の老朽化により、予定を前倒しして、保健センター、牟礼及び山田保健ステーションに統合整備した。 【今後の予定】 一宮保健ステーションについては、令和3年度に中部総合センター(仮称)に統合し、山田保健ステーションについては、令和5年度に東部南総合センター(仮称)に統合し、それぞれに子育て世代包括支援センターを併設するなど、地域保健事業の拠点とする予定である。
		6	街路事業の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	郊外部の都市計画道路整備の必要性を検証するとともに、既成市街地においてネットワーク上や市街地形成上必要な道路やボトルネックの解消策（右折レーン等の拡充）等を総合的に検討する都市計画道路網再編を行い、併せて新しい都市計画道路の整備による土地利用の誘発のコントロールを図る。 （県実施のパーソントリップ調査の結果を踏まえ、将来交通量を見極めながら進める必要がある。）	実施済（平成30年度着手）	【平成30年度の取組】 都市計画関連分野の専門的な観点から検討を行うため、学識経験者を含む都市計画道路網検討委員会を設置し、計3回開催した。検討委員会では、道路交通センサスデータを活用した都市計画道路の将来交通量推計等の結果を用いて、都市計画道路の未着手路線の必要性や課題を評価し、計画の存続、変更、廃止等の方向性を示した。 また、市道整備については、各路線において、用地取得、道路整備工事を行った。平成30年7月には、木太鬼無線（西春日・鶴市工区）の供用を開始した。 【今後の取組】 自動車流動による評価に加え、パーソントリップ調査や交通系ICカードデータを活用し、将来の公共交通需要と連動した定量的な分析、検証を行い、今後の整備優先順位等について明確化する。 市道整備については各路線ごとに早期完成に向けて順次、用地取得、道路整備工事を進めている。
		7	地域交流拠点における新病院整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	高松市民病院と香川診療所を移転統合した高松市新病院を整備する。 新病院は、急性期医療の充実を図るとともに、「地域包括ケアシステム」の後方支援機能を担う病院として、病床数305床（一般病床299床（うち地域包括ケア病床44床）、感染症病床6床）を整備する。	実施済（完了分）	【平成30年度の取組】 高松市立みんなの病院を平成30年9月1日に開院した。
		②中心市街地の魅力の強化					
		8	空きオフィス、空きビル活用の推進	中後期(2021年度以降に着手するもの)	都市機能誘導区域の空きオフィス、空きビルを活用・再生する取組に対して、サポートを行う。 今後、実施区域や支援策等を検討する。	令和3年度以降に着手	

						現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		9	中心市街地南部エリアの活性化	前期(2020年度までに着手するもの)	中心市街地南部エリアにおいて、高松市中心市街地南部エリア活性化マスタープラン等に基づく各種事業の支援を行う。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 平成30年度においては、株式会社高松南部3町商店街プロジェクトにおいて、活性化拠点施設「マチカド・プラザ」を設置し、情報発信事業や施設備品活用事業（施設・備品を活用したサービス）を展開した。 【今後の予定】 今後の課題としては、現行のマスタープランの進捗状況や、社会の変化を考慮し、中長期的な視点に立った新しいプランへ移行するとともに、世代に関係なく「来たくなる街」の実現に向けて取り組んでいかなければならない。
		10	まちなかループバスの維持・改善	前期(2020年度までに着手するもの)	中心市街地エリアの回遊性やアクセス性の向上を目的に、まちなかループバスの利便性の向上を目指す。 将来に向けては、駅と商店街周辺等の南北方向だけでなく、東西方向の移動を広く確保し、中心市街地全体の回遊性をより向上させるため、既存のまちなかループバスの運行エリアの拡大や再編についても検討する。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 継続的な運行に資するため、民間の運行に関して補助金を交付した。 【今後の予定】 更なる、まちなかループバスのサービスレベル向上・利用促進に向けて取り組むため、現行の運行間隔40分から30分化に向けた再編を検討していく。
		11	高松市中央商店街空き店舗活用支援事業	前期(2020年度までに着手するもの)	中央商店街への新規出店者に対して、新規出店の支援をすることで空き店舗の解消、商店街の活性化を促進する。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 平成30年度においては、田町、南新町、常磐町、片原町東部商店街に飲食業をはじめ、合計9店舗の新規出店者に対して補助事業を行った。 【今後の予定】 今後の課題としては、新規出店者をサポートする各種の金融機関や支援機関等との連携を強化するとともに、制度の重点的な周知活動を行い、どの相談窓口からも本制度にアクセスでき、積極的に活用できるような仕組みづくりを進めていきたい。
		12	新県立体育館整備関連事業	前期(2020年度までに着手するもの)	市民スポーツの振興を図るため、閉館した本市福岡町の旧県立体育館に代わり、サンポート地区で整備される新たな県立体育館について、整備主体である県と協議・調整を行い、建設環境を整備する。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組と今後の予定】 合同調整会議の参加等を通して、県との事業調整を継続実施。
		13	市街地中心部の自転車等駐車場整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	「高松市自転車等駐車対策総合計画」に基づき、市街地中心部における自転車等駐車場の整備について、行政と、鉄道事業者や商店街振興組合などの民間事業者が、責任と役割を分担し整備を進める。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 民間による自転車等駐車場整備を促進するため、整備・管理運営に補助金を交付した。 【今後の予定】 「高松市自転車等駐車対策総合計画」に基づき、主に商店街振興組合が行う自転車等駐車場整備事業に対し、施設整備費及び管理運営費の必要性が高いことから、実施主体である商店街の意見も聴き補助を行う。
		14	高松丸亀町商店街再開発事業	前期(2020年度までに着手するもの)	再開発事業（民間プロジェクト）を法定再開発事業により実施する取組み。 商業・サービスの魅力強化と来街者の回遊性向上、まちなか居住の促進に資する高松丸亀町商店街等再開発事業に対する計画について検討し、関係者の合意形成の状況を注視しながら、事業性や効果、採算性などを熟慮した事業計画（施設規模、資金計画など）が取りまとめられるよう支援していく。	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 地元関係者により、再開発事業に向けた勉強会が行われ、高松市大工町・磨屋町地区において、市街地再開発事業を行うための準備組合が設立された。平成27年度において、同準備組合による再開発事業推進計画が策定され、28年度には土地建物現況調査を、また、29年度には基本設計及び資金計画が策定され、再開発事業の精度が高まったことから、30年6月に都市計画決定を行い、31年3月に事業計画及び組合設立が認可された。 【今後の予定】 関係者の合意形成の状況を注視しながら、再開発事業の根幹である権利変換計画の認可に向け、再開発組合に対して適切に指導・支援を行っていく。
		15	レンタサイクル事業	前期(2020年度までに着手するもの)	自転車を近距離交通機関の1つとして位置づけ、市街地中心部の主要な鉄道駅等に隣接してポートを設置し貸出すことにより、公共交通の利便性を高め、市街地中心部に流入する自家用車を削減して、交通渋滞の解消や環境負荷の軽減を図る。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 整備員5名による点検整備を行うとともに、平成26年度に公募により決定した新デザインを120台の車両に塗装（累計1,041台）したことにより、安全安心かつ快適に利用できる交通手段の市民への提供に寄与した。レンタサイクル利用者数309,995人 【今後の予定】 民間事業者の取組みを注視し、それぞれの利用動態を分析して、各ターゲット層の差別化を図りながら、各々の役割に応じた事業展開となるよう本市が運営するレンタサイクルの在り方を検討し、令和2年度にシステム更新を行う。

						現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		16	自転車利用環境整備事業（五番町西宝線自転車道整備）	前期(2020年度までに着手するもの)	安全で快適な歩行者及び自転車の空間確保を目指し、五番町西宝線において、自転車道を整備する。 現在、番町一丁目交差点からサンクリスタル高松前の昭和町交差点までの約1 km区間の整備が完了しており、以西については、高松坂出有料道路の無料化等に伴い交通量が増加し、混雑が予想されたため休止していたもので、自動車交通量の転換が見込める都市計画道路木太鬼無線（西春日。鶴市工区）の供用後、交通状況を検証し、整備に着手する。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 平成30年7月の木太鬼無線（西春日～鶴市工区）供用後は、本路線に並行する県道高松普通寺線の自動車交通量が減少するなど、中心部に流入する自動車交通量は減少している状況にあることから、サンクリスタル高松～水道橋間の工事契約を行った。 【今後の予定】 水道橋～高松普通寺線の工事を行う予定。
2.居住人口の維持・誘導							
③定住人口の維持・誘導							
		17	空き家等を利用した居住誘導の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	フラット35地域活性型の制度を活用して、空き家を利用した居住誘導の枠組みを構築する。 ・居住誘導区域外から誘導区域内への中古住宅取得と定住を要件として、中古住宅取得に補助金等のインセンティブを与え、既存ストックの活用を図りながら居住誘導を推進する。 ・居住誘導区域外から誘導区域内への特定空き家の取得・解体、現位置への新築を要件として、特定空き家取得や解体費用に対し補助金等のインセンティブを与え、危険空き家の除却を進めるとともに誘導区域内への居住誘導を推進する。	令和2年度までに着手	【今後の予定】 令和元年度においてフラット35を活用したコンパクトシティ形成のための居住誘導施策を導入し、運用を開始する予定である。
		18	カーシェアリングによる居住誘導の促進	中後期(2021年度以降に着手するもの)	公共交通の利用促進、居住誘導の促進（土地の高度利用）に向けて、カーシェアリング設備を設ける場合に、一定の支援等を検討する。 カーシェアリングを啓発し、自動車保有台数の削減を促し、運輸部門における温室効果ガスの排出抑制につなげる。 ホームページ等の媒体を活用し、カーシェアリングによる自動車保有台数の減が温室効果ガスの排出削減につながることを啓発を行う。	令和2年度までに着手	【今後の予定】 ホームページで、環境負荷の少ない移動手段への転換としてカーシェアリングを紹介する。
		19	居住誘導のインセンティブ施策の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	居住誘導区域内における既存太陽光発電設置補助事業への上乗せや、居住誘導の促進に関して税制支援を検討することにより、誘導区域内への居住誘導を図る。	令和2年度までに着手	【今後の予定】 税制支援に関しては具体的事業があれば、法令の範囲内で、税の公平性の原則を踏まえ、他の納税者の理解が得られる支援を検討する。 既存太陽光発電設置補助事業に関しては年度途中からの制度の変更実施となるため、申請者への周知期間が十分に確保できないことや事務処理に混乱が生じる恐れがあるが、丁寧な対応を行う。
		20	多世代のまちづくり推進事業	中後期(2021年度以降に着手するもの)	居住誘導区域内の多世代同居・近居の住宅取得（新築等）を要件として、補助を実施する。住宅団地や地域の高齢化が進む中、幅広い世代の住民の居住を促進することにより、持続可能なまちの構造を確保する。また、多世代の近居により子育てや介護のサポート等による人的ストックの活用が図られる。	令和3年度以降に着手	
④選ばれる地域づくりの推進							
		21	移住・定住の促進	前期(2020年度までに着手するもの)	市民や企業・団体等からなる「たかまつ移住応援隊」との連携による情報発信や相談対応などを始め、「起業・就業（仕事）のしやすさ」、「生活のしやすさ」、「子育てのしやすさ」といった本市の特性や強みを生かした各種の移住・定住促進策を行う。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 たかまつ移住応援隊との連携による情報発信や移住相談のほか、「瀬戸・たかまつ移住＆キャリアサポートセンター」の首都圏への設置や、「首都圏交流会」「移住隊体験ツアー」などの各種の移住・定住施策を実施した。 【今後の予定】 平成30年度に引き続き、各種の移住・定住施策を実施する。
		22	U I J ターンの住宅支援	中後期(2021年度以降に着手するもの)	フラット35地域活性型の制度等を活用して、U I J ターンによる移住の居住誘導の枠組み構築を検討する。	令和3年度以降に着手	

					現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況
		23	「気持ち高まる、高松。」シ ティプロモーション事業	前期(2020年 度までに着手 するもの)	話題性と先進性のあるシティプロモーション施策に体系的に取り組むことで、本市に対するポジティブなイメージの浸透を図り、観光・MICE誘致のみならず、移住・定住促進、シビックプライド醸成などにつなげるため、全体的な都市ブランドの向上に取り組む。	実施済（継続分）
		24	MICE振興事業	前期(2020年 度までに着手 するもの)	高松ならではのMICE誘致を展開するために昨年度策定されたMICE振興戦略に基づいて、香川県MICE誘致推進協議会や本市のMICE誘致におけるワンストップ窓口である（公財）高松観光コンベンション・ビューローなどと連携しながら、積極的にMICE振興を行う。	実施済（継続分）
						【平成30年度の取組】 ・灯台のまち高松事業 ・高松市オリジナル婚姻届の制作 ・高松市観光サイト「エクスベリエンス高松」によるSNSを駆使した海外観光客への情報発信、記事件数の累積。 【今後の予定】 ・エクスベリエンス高松における定期的な情報発信、特に他都市と連携した記事作成、より利便性の高いサイトへの改修等による認知度向上に取り組む。
						【平成30年度の取組】 ・首都圏を中心としたMICE主催者団体に対する県市が連携した誘致活動。誘致訪問件数262件。 ・700人規模の大規模な国際会議である「第14回iACGPシンポジウム／第15回IGAC科学会議2018」への県市が連携した開催支援 【今後の予定】 厳しさを増す都市間競争に打ち勝つべく、引き続き、県市を挙げてMICE誘致活動に取り組む。また、誘致活動がより効果的なものとなるよう、他都市の情勢など市場動向に注視しながら、誘致対象の選定及びおもてなしの機運の醸成を行う。

3.地域の暮らしやすさの向上

⑤ 良好な居住環境の創出

25	老朽危険空き家対策事業	前期(2020年 度までに着手 するもの)	地域の住環境の向上を図るため、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進していく。 より多くの方々に補助制度を利用していただくため、補助率や限度額など、一定の予算枠の範囲内で、補助内容について見直しを検討するとともに、特定空き家等に対しては、特措法に定める措置を適正に講じていく。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 老朽化して倒壊などのおそれのある空き家に対し、平成28年度より除却費用の一部を補助する事業を実施しており、30年度は、より多くの方々に補助制度を利用していただくため、補助率や限度額など、一定の予算枠の範囲内で、補助内容の見直しを行った。 【今後の予定】 さらに多くの方々に補助制度を利用していただくため、補助率や限度額の見直しなど、一定の予算枠の範囲内で、補助内容の見直しを行う。また、特定空き家等に対しては、特措法に定める措置を適正に講じていく。
26	社会福祉施設等の整備の推進	前期(2020年 度までに着手 するもの)	社会福祉施設等の整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が居住誘導区域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 本審査会における評価区分の配点について、整備場所が用途地域等（※）内である場合に加点し、整備の促進を図っている。 （※ 用途地域（工業地域・工業専用地域を除く。）及び香南支所を中心とした半径1kmの範囲内） 【今後の予定（課題等）】 今後も、同様の取り組みにより、整備の促進を図る。
27	障害者福祉施設等整備の推進	前期(2020年 度までに着手 するもの)	障害者福祉施設等の整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が居住誘導区域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 平成28年度以降、高松市社会福祉施設整備等審査会に関する案件はない。 【今後の予定】 今後該当するものがあれば、加点する方向である。
28	高齢者福祉施設等整備の推進	前期(2020年 度までに着手 するもの)	特別養護老人ホームの整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が居住誘導区域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 平成30年度高松市社会福祉施設整備等審査会において、事業内容に沿った方法で評価を行った。 【今後の予定】 事業を継続する。
29	地域密着型サービス事業所等 整備の推進	前期(2020年 度までに着手 するもの)	介護保険サービス事業所の整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が居住誘導区域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 平成30年度においても、高松市社会福祉施設整備審査会で評価区分の配点において、加点を行っている。 【今後の取組】 今後においても、加点を行っていく予定である。

						現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		30	津波・高潮関連整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	今後発生が予測されている南海トラフ地震等の大規模地震を想定し、総合的かつ計画的に浸水被害の解消を図るため、香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づき、市管理の漁港・港湾において、発生頻度の高い津波に対しては可能な限り構造物で人命と財産を守る防災を目指した施設整備を推進するとともに、最大クラスの津波に対しては、粘り強い構造により減災を目指した施設の整備を行う。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 庵治港、房前漁港において、津波対策工事（胸壁等）及び設計業務を行った。 【今後の予定】 現在事業を進めている漁港、港湾の整備が完了次第、順次他の予定箇所について整備を進めていく予定である。
		31	生垣設置及び環境保全緑化助成事業	前期(2020年度までに着手するもの)	居住誘導区域において新たに宅地化する者に対しては、助成を行う率を引上げる。なお、居住誘導区域以外において、新たに宅地化する者については、対象外とする。 ・生垣設置助成 上限：5千円/m、上限15万円 助成率：2/3 ・環境保全緑化助成 上限：15万円 助成率：1/2→ 2/3	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 ・生垣設置助成 1件、16,600円 ・環境保全緑化助成 1件、69,300円 【今後の予定】 近年は助成件数が減少しており、助成制度の周知に努めているが、制度の利用促進のため、より一層のPR活動を行う。
		32	身近な公園整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	居住誘導区域内において、公園がない小学校区及び1人当たりの公園面積が少ない地域については、整備計画を定め、公園整備を積極的に取組む。	令和2年度までに着手	【平成30年度の取組】 身近な公園整備 第2次実施計画を策定。 【今後の予定】 令和元年度は円座小学校区の公園整備を実施予定。次年度以降については、候補地の地元調整を行いつつ事業の推進を図る。
		33	合併処理浄化槽設置整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	下水道事業計画区域外において、合併処理浄化槽を設置する者に対し助成することにより、生活環境の改善や公衆衛生の向上に努める。また、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を重点的に行うとともに、居住誘導区域内及び用途地域内の新設については、多核連携型コンパクト・エコシティを推進するため、通常の新設の2倍の額を助成する。 なお、平成31年度から、国（環境省）が合併処理浄化槽への転換に重点化する方針に伴い、本市においても新設に対する助成を廃止した上で、転換の更なる重点化を図るため、配管に要する費用の助成上限額を引き上げる。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 補助基数 935基 （内訳、新設691基（うち用途等41基）、転換244基） 【今後の予定】 平成31年度から、国の制度の見直しに伴い、転換に重点化する方針のため、新設に対する補助を廃止し、転換に対する補助制度に見直す。 なお、転換に伴う配管に要する費用の上限額を9万円から30万円に引き上げる。
		34	汚水施設整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	下水道事業計画区域内の公共下水道整備を行う。 公共下水道整備については、人口減少などの環境の変化を踏まえ、多核連携型コンパクト・エコシティの推進の観点などから、引き続き、現在の下水道事業計画区域内の未整備地区において、計画的かつ効率的な整備に取り組みます。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 汚水管渠整備 φ200mm L＝1,500m 面整備（高松、牟礼、庵治、香川、香南、国分寺地区等） 【今後の予定】 第4次高松市生活排水対策推進計画に基づき、現計画区域内の未整備区域において、汚水管の整備を推進する。
		35	浸水対策施設整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	安全で安心なまちづくりのため、下水道事業計画区域内の浸水対策に取り組む。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 雨水管渠整備 西部バイパス幹線工事 L＝953m 福岡排水区雨水管工事 L＝100m 【今後の予定】 浸水対策の著しい箇所について、費用対効果などを考慮し、緊急性の高いものから計画的に整備を行う。
		6	街路事業の推進【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	郊外部の都市計画道路整備の必要性を検証するとともに、既成市街地においてネットワーク上や市街地形成上必要な道路やボトルネックの解消策（右折レーン等の拡充）等を総合的に検討する都市計画道路網再編を行い、併せて新しい都市計画道路の整備による土地利用の誘発のコントロールを図る。 （県実施のパーソントリップ調査の結果を踏まえ、将来交通量を見極めながら進める必要がある。）	実施済（平成30年度着手）	【平成30年度の取組】 都市計画関連分野の専門的な観点から検討を行うため、学識経験者を含む都市計画道路網検討委員会を設置し、計3回開催した。検討委員会では、道路交通センサスデータを活用した都市計画道路の将来交通量推計等の結果を用いて、都市計画道路の未着手路線の必要性や課題を評価し、計画の存続、変更、廃止等の方向性を示した。 また、市道整備については、各路線において、用地取得、道路整備工事を行った。平成30年7月には、木太鬼無線（西春日・鶴市工区）の供用を開始した。 【今後の取組】 自動車流動による評価に加え、パーソントリップ調査や交通系ICカードデータを活用し、将来の公共交通需要と連動した定量的な分析、検証を行い、今後の整備優先順位等について明確化する。 市道整備については各路線ごとに早期完成に向けて順次、用地取得、道路整備工事を進めていく。

						現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
	⑥人との繋がりのある地域づくりの推進						
		36	生涯活躍のまちづくりの推進	前期(2020年度までに着手するもの)	中高年齢者の希望に応じた暮らしの実現や地域住民の多世代交流を促進するため、移住者を含めた地域住民が主体となり本市の特性や強みを生かした地域づくりを目指す、「生涯活躍のまち」の理念を反映したまちづくりを推進する。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 平成31年3月に高松版生涯活躍のまち構想を策定した。 【今後の予定】 地域コミュニティ協議会を軸とした、地域の特性を生かした生涯活躍のまちを形成し、その取組内容の報告を実施しながら全市展開を図る。
		37	地域まちづくり交付金	前期(2020年度までに着手するもの)	地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、地域の各種事業・団体に対して交付していた補助金等を一元化し、地域コミュニティ協議会が、コミュニティプランに基づき、裁量権をもって執行できる補助金として、地域コミュニティ協議会に対し、一括交付する。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 市内全域を網羅する形で、44の地域コミュニティ協議会に対して交付金を交付し、地域におけるまちづくり活動の活性化に寄与している。 【今後の予定】 今後も、交付金が有効に活用されているか聞き取りを行ったり、検査等を実施して検証作業を行っていきたい。
		38	コミュニティセンター整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	地域住民によるまちづくり活動の拠点として、また、生涯学習及び地域福祉の推進に資するため、高松市44コミュニティ協議会が指定管理する52コミュニティセンターの整備を行う。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 木太：改築工事が完了、H31.3.16にオープン。 太田：改築工事実施設計が完了。 川岡：改築工事実施設計が完了、改築工事に着手。 屋島：改築工事実施設計に着手、床版更新及び借地造成工事が完了。 男木：改築工事基本設計が完了。 十河：用地取得、改築工事基本設計に着手。 【今後の予定】 太田：床版更新及び改築工事に着手。（R2年度オープン予定） 川岡：改築工事完了後、外構工事に着手。（R元年度オープン予定） 屋島：旧屋島源平荘仮事務所化工事の完了後、改築及び外構工事に着手。（R3年度オープン予定） 男木：改築工事実施設計完了後、改築工事に着手。（R3年度オープン予定） 十河：改築工事基本設計及び実施設計完了後、改築工事に着手。（オープン予定時期は現在、改築工事基本設計において検討中） ※ そのほか、老朽化したコミュニティセンターについては、整備計画に基づき順次、整備を行う予定。
		39	地域交流センター整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	仏生山地区は、都市計画マスタープランにおいて、「地域交流拠点」として位置づけられており、持続的な住居・経済活動などを支えるため、地域の生活拠点としての環境づくりを効果的に行うなど、地域の特性にふさわしい一定規模以上の商業・医療・産業環境や行政サービス機能の確保・向上を図るとともに、都市全体としてのコンパクト化を図るうえで、集約拠点として、地域における都市機能の集積維持とその向上を目指すこととしている。 また、ことでん仏生山駅周辺は交通結節拠点であり、新病院整備に関連した道路整備等に伴う結束機能の強化により、駅周辺の地域交流機能の向上が見込まれることから、人が集い賑わいが生まれる場を提供できる地域交流センター（仮称）を整備するもの。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 用地取得、埋蔵文化財調査及び最終樹設置工事が完了。本体整備実施設計及び広場整備設計、防火水槽設置工事に着手。 【今後の予定】 条例の制定及び関連する指定管理者の選定、本体整備実施設計及び広場の整備設計、防火水槽設置工事の完了後、広場整備工事に着手。（R3年度末オープン予定）
		40	空き家利活用の推進	中後期(2021年度以降に着手するもの)	寄合スペース、図書館、観光によるコミュニティ形成等を目的とした空き家利活用の推進を検討する。	令和3年度以降に着手	

						現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		41	生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業	前期(2020年度までに着手するもの)	本市で平成28年10月から実施している新しい総合事業における、住民主体によるサービスの提供体制を構築し、支え合いの地域づくりを推進する。 住民主体によるサービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、市内44カ所の地域コミュニティ協議会単位で、地域福祉ネットワーク会議の立上げ・運営の支援や、地域のニーズや課題の把握、住民主体による地域課題の解決に向けた取組等への支援を行う。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 新しい総合事業における住民主体によるサービスは、平成28年10月から実施し、30年度末には合計で19地区（訪問18箇所、通所6箇所）で提供されている。 【今後の予定】 今後も、地域福祉ネットワーク会議設置済みの39地区では、地域住民による地域の課題解決に向けた取組を推進するとともに、未設置の5地区においても、多面からアプローチして、地域福祉ネットワーク会議の設置を促していく。 なお、31年度より地域共生社会推進室に事務を移管した。
4.公共交通ネットワークの再編							
⑦持続可能な公共交通ネットワークの再構築							
		42	基幹交通軸の強化	前期(2020年度までに着手するもの)	広域交流拠点及び地域交流拠点間を結び拠点間連携軸の強化を図る。 鉄道新駅整備に合わせ、鉄道における安全性向上・サービス水準を確保するため、現状単線区間の複線化事業を実施し、将来的には更なる運行頻度の向上などを目指す。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 “ことでん”により、鉄道事業認可の変更申請を実施し、軌道・土木工事、信号・通信設備工事及び電車線・配電線路工事業者と契約を締結し、三条～太田駅間における工事に着手し、一部材料（レール、PC枕木）を購入した。また、鉄道用地内における支障電柱については、電力事業者により移設工事を完了した。 【今後の予定】 “ことでん”により、三条～太田駅間における高架区間以南の境界構造物及び排水構造物の施工、高架区間以北の橋梁の施工に取掛り、年度内の同区間内の進捗約80%を目指す。
		43	交通結節拠点の整備（新駅の整備を含む）	前期(2020年度までに着手するもの)	持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指し、鉄道を基軸としたバス路線の再編を進めるため、多様な交通モードが有機的に連携する交通結節拠点を整備する。 利便性向上と新たな需要掘り起しのため、幹線道路とのアクセス性が高い箇所などへの新駅等整備を行うことにより、シームレスな交通モードの選択が可能となるよう、拠点性・結節性の強化を図る。 ①公共交通軸を強化するため、ことでん琴平線（三条～太田駅間及び、太田～仏生山駅間）と幹線道路の交差部に新駅を整備する。 ②都市計画マスタープランにおける広域交流拠点内の「JR高松駅周辺」、「ことでん瓦町駅周辺」や前述のことでん新駅、地域交流拠点の中でも特に重要となる「ことでん仏生山駅周辺」を始め、ネットワーク上必要な鉄道駅において、交通結節機能を高める。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 ○ことでん新駅（三条～太田駅間） 駅舎整備においては、用地取得が全て完了し、事業主体である高松市総合都市交通推進協議会から委託を受けた“ことでん”が駅舎建設工事に着手した。 駅前広場整備事業においては、整備に必要となる用地について全ての権利者と合意に至り、大型物件の解体が完了した。 ○ことでん新駅（太田～仏生山駅間） 平成31年度からの事業着手に向け、関係機関との調整や、財源の確保に向けた本省への要望を実施した。 【今後の予定】 各事業の工事進捗管理を徹底するとともに、予算確保に努め早期完成を目指す。
		44	新交通システム（LRT等）の導入検討	中後期(2021年度以降に着手するもの)	中心市街地の回遊性やアクセス性向上のほか、郊外部における交通モードとして、新交通システムの導入の可能性について検討する。 都心地域と郊外部を結ぶ南北方向の流動、都心地域の回遊流動、特に人口が多い周辺部エリアから公共交通軸への流動を効率的に支えるLRTやBRT等の新交通システムの導入について調査・検討する。	令和3年度以降に着手	
		45	バスネットワークの再編	前期(2020年度までに着手するもの)	各ゾーンにおけるバス路線の役割や再編の考え方を明確にするとともに、需要に応じたモードの検討により、効率性・利便性の向上を図る。 本市の将来の都市構造を支える交通体系とするため、都心地域交通、都心地域周辺部交通、郊外部交通の役割を明確にした上で、バス路線の再編に努める。 鉄道とバス路線の重複の見直しなど、既存の路線バス網を全市的に見直し、幹線軸へのフィーダー化を基本とするネットワークの再編を進める。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えの下、鉄道を基軸としたバス路線の再編により、持続可能な公共交通ネットワークの再構築を進めており、バス路線再編に向けた基本的な考え方に基づき、公共交通空白地域対策も含めた、市域全体の移動サービスのグランドデザインについてとりまとめ、平成30年度「高松市地域公共交通再編実施計画」を改定した。 【今後の予定】 本計画を国土交通省に提出し、大臣認定を得ることとしており、段階的にバス路線をフィーダー系統や、循環系統に再編していく。

						現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
	⑧公共交通の利便性の向上						
	46	交通系ICカードの利用の拡大、活用	前期(2020年度までに着手するもの)	IruCaカードの利用環境拡大による利便性向上を図り、中心市街地の活性化や公共交通利用促進を目指す。 乗り継ぎのシームレス化等、公共交通の利便性向上を図るため、IruCaエリアにおける交通系ICカード（10カード）の利用が可能となるよう、利用環境の向上を図る。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 県外旅行者やJR利用者の利便性の向上を図るため、バスのIruCaシステムへの10カード片利用導入事業に対し、支援を行った。また、公共交通の利用を促進を図るため、電車・バス乗継円滑化事業と高齢者公共交通利用運賃支援事業に対し、支援を行った。 【今後の予定】 バス路線の再編に伴い発生することとなる電車とバスの乗り継ぎ利用を促進するため、今後も電車・バス乗継円滑化事業を支援していくとともに、新たな利用促進施策についても検討する。	
	47	サイクル&バスライドの促進	前期(2020年度までに着手するもの)	都心地域周辺部や郊外部の鉄道軸のない地域を対象に、主要バス停留所周辺に駐輪場を整備することで、バスへの利用転換を促進する。 歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを目指して、中心部から5km圏外で、バス路線が唯一の公共交通である地域について、主要バス停留所周辺の商業施設などを活用したサイクル&バスライド駐輪場を整備する。	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 バス事業者を整備主体とし、市から経費の一部を補助する制度を平成25年4月に創設し、25年度3箇所、26年度2箇所、27年度3箇所、28年度2箇所が供用開始され、29年度中に1箇所が供用開始され、30年度末までに11箇所が供用されている。 【今後の予定】 他のバス停留所についても、バス事業者と協議しながら、整備促進に取り組む。	
	48	サイクル&ライドの促進	前期(2020年度までに着手するもの)	都心地域周辺や郊外部の主要鉄道駅周辺に駐輪場を整備することで、鉄道への利用転換を促進する。 歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを目指して、中心部から5km圏外の主要鉄道駅周辺に遊休地などを活用したサイクル&ライド駐輪場を整備する。 駐輪場が整備されている鉄道駅についても利用状況等を勘案し、利用者ニーズに対応できる施設の充実を図る。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 ＪＲ駅の駐輪場の無償化の条件となった栗林公園北口駅の駐輪場100台を整備した。 【今後の予定】 区域内における自転車等駐車場の整備目標を達成するために、行政と民間が引き続き責任と役割を分担し、協力の下、自転車等駐車場の整備促進に努める。	
	49	バスサービス水準の向上	前期(2020年度までに着手するもの)	自動車からバスへの利用転換において求められる、サービス水準の向上により、バス利用者の増加を図る。 需要に応じたサービスの提供が効率的に行えるよう、バス路線のフィーダー化に取り組む。特に通勤需要の多い路線においては、運行時間の延長や運行本数の増便など、利便性の向上を図る。 また、区間均一料金など、利用者に分かりやすい料金体系について検討する。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 平成24年度から「みんなの病院を核としたまちづくり」として、周辺の基盤整備を進めてきたが、こでん仏生山駅における電車とバスの乗り継ぎなどの利便性の向上を図るため、仏生山駅西側に新たに改札口を設置するとともに、西口駅前広場や病院の正面入口前にバスロータリーを整備し、公共交通の空白地域である三谷・多肥地域の課題を解消するため、交通結節拠点である仏生山駅と、生活交流拠点の山田支所をつなぐ路線バス「仏生山川島線」の運行を、「高松市立みんなの病院」の外来診療が始まった30年9月3日から開始した。 【今後の予定】 バス路線の再編に係る、地域公共交通再編実施計画を国土交通省に提出し、大臣認定を得ることとしており、段階的にバス路線をフィーダー系統や、循環系統に再編していく。	
	50	バリアフリー化の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	駅施設のバリアフリー化やノンステップバスの導入を推進し、利便性を向上することにより、公共交通の利用を促進する。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 準幹線系統におけるノンステップバスの減価償却費に対し補助を行った。（新規１両、継続５両） 【今後の予定】 引き続き、準幹線系統におけるノンステップバスの減価償却費に対し補助を行う。（新規１両、継続５両）	
51	パーク&バスライドの促進	前期(2020年度までに着手するもの)	都心地域周辺部や郊外部の主要バス停留所周辺に駐車場を整備することで、都心地域への自動車の流入を抑制し、バスへの利用転換を促進する。 歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを目指して、中心部から5km圏外の主要バス停留所周辺に、商業施設などを活用したパーク&バスライド駐車場を整備する。	令和２年度までに着手			

						現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		52	パーク&ライドの促進	前期(2020年度までに着手するもの)	都心地域周辺部や郊外部の主要鉄道駅周辺に駐車場を整備することで、都心地域への自動車の流入を抑制し、鉄道への利用転換を促進する。 歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを目指して、中心部から5km圏外の主要鉄道駅周辺に、遊休地などを活用したパーク&ライド駐車場を整備する。 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏を形成する三木町、綾川町とも連携し、利用転換を推進する。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 仏生山駅パークアンドライド駐車場を、定期と一時利用併用の駐車場として平成30年9月1日に供用開始した。 【今後の予定】 年度途中の供用開始となったことから、利用が低調であり、今後、仏生山駅の南部及び東部のコミュニティ協議会の会合等の機会を捉え、駐車場利用促進について働きかける。
		10	まちなかループバスの維持・改善【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	中心市街地エリアの回遊性やアクセス性の向上を目的に、まちなかループバスの利便性の向上を目指す。 将来に向けては、駅と商店街周辺等の南北方向だけでなく、東西方向の移動を広く確保し、中心市街地全体の回遊性をより向上させるため、既存のまちなかループバスの運行エリアの拡大や再編についても検討する。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 継続的な運行に資するため、民間の運行に関して補助金を交付した。 【今後の予定】 更なる、まちなかループバスのサービスレベル向上・利用促進に向けて取り組むため、現行の運行間隔40分から30分化に向けた再編を検討していく。
5.都市経営の効率化							
⑨効率的で効果的な行政運営の推進							
		53	地域行政組織の再編	前期(2020年度までに着手するもの)	コンパクトで持続可能な都市づくりが求められている中、市役所の取り扱うサービスのほとんどが本庁組織に集約されている体制を見直し、地域の実情に適応した効率的・効果的な行政サービスの提供を可能とするため、「本庁一支部・出張所」の二層構造組織を再編し、「本庁一総合センター一地区センター（仮称）」の三層構造への移行を目指すものである。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 平成29年1月にオープンした牟礼・勝賀・国分寺・香川の4つの総合センターの機能・権限を拡充するため、総合センターを課に位置づけ、所管区域内の支部・出張所を総合センターが所管するとともに、取り扱う事務の見直しを行った。 また、東部南地域及び中部地域の総合センター整備に向けた設計を行った。 【今後の予定】 残りの中部総合センター（仮称）は令和3年度末のオープン、東部南総合センター（仮称）は令和4年度末の竣工を予定しており、より身近な場所で、住民福祉や利便性の向上につながる行政サービスを提供する。
		54	ファシリティマネジメント推進事業	前期(2020年度までに着手するもの)	公共・公用施設等の建築物(敷地を含む)については、ファシリティマネジメントを導入し、施設情報の一元管理を行うとともに、保有総量の最適化、保有資産の有効活用、施設の長寿命化、施設管理の効率化を図ることで、施設に係る将来の財政負担の削減や年度ごとの平準化を行う。 このうち、施設の統廃合・複合化・配置の見直し等については、まちづくりの基本コンセプトである、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画との整合性に配慮しながら検討を進める必要がある。 当面は、ファシリティマネジメントの取組が先行することから、集約拠点内への配置が必要な施設や、地域ごとの施設集約化等の在り方について、全庁的な協議を行いながら、方針・計画等の策定に取り組む。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 「高松市公共施設再編整備実施計画」について、1次から3次までの計画（案）を取りまとめて平成30年10月に策定した。 【今後の予定】 施設保有総量の削減など、公共施設に係る経費削減が急がれ、施設再編整備の取組が先行することから、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画との整合性に十分配慮をしながら進捗を行う必要がある。具体的には、集約拠点内の空き施設に、複数の施設機能を集約化し、地域の拠点施設として様々なサービスを担う施設に再編する手法などの検討が必要である。
		55	市営住宅長寿命化等の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	住宅セーフティネットとしての必要供給戸数を確保しつつ、効率的な事業実施に取り組み、市営住宅ストックの長寿命化によるライフサイクルコスト縮減や事業量の平準化を図る。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 高松市市営住宅長寿命化計画において「優先的な改善」に位置付けられている団地のうち、鹿角団地3号棟、西浦団地3号棟及び5号棟の外壁改修工事が完了し、朝日町団地3号棟内壁改修工事、すみれ団地14号棟外壁改修工事に着手した。 また、同計画において「優先的な建替」に位置付けられている団地のうち、香南町北部団地建設工事（1期）が完了し、香南町北部団地解体工事（2期）に着手した。 【今後の予定】 朝日町団地3号棟内壁改修工事は令和元年7月に、すみれ団地14号棟外壁改修工事は同年8月に、香南町北部団地解体工事（2期）は同年9月に、それぞれ完了予定である。その後、香南町北部団地建設工事（2期）に着手する見込みである。
		56	学校施設の長寿命化	前期(2020年度までに着手するもの)	「高松市公共施設等総合管理計画」における個別施設計画の位置付けとして、「高松市学校施設長寿命化計画」を策定した。今後、この計画に基づき計画的に学校施設の長寿命化を図ることにより、トータルコストの縮減と平準化を図りながら、学校別の整備の方向性を整理する。 また、施設の複合化等についても今後、検討する。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 平成30年5月 高松市学校施設長寿命化計画 策定 【今後の予定】 策定した計画の通り事業を進め、必要が生じれば計画の変更を検討する。

						現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		5	地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	地域における総合的な保健・福祉の相談窓口の充実及び子どもから高齢者まで一体的・専門的な対応による保健・福祉サービスの向上を目指し、地域行政組織再編計画に基づく総合センターの開設に合わせ、既存の地域包括支援センターの出先機関（サブセンター・サテライト）及び保健センターの出先機関（保健ステーション・合併町保健センター）を統廃合し、各区域の総合センターに段階的に移転させる。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 サブセンター古高松を廃止し、地域包括支援センター(中央)及び牟礼、山田の各サブセンターに統合した。 【今後の予定】 令和3年度(予定)に中部総合センター(仮称)の完成後、サブセンター宮を廃止し、同総合センター及び国分寺総合センターに統合し、サブセンター山田の一部を中部総合センター(仮称)に移管する。 4年度(予定)に東部南総合センター(仮称)の完成後、サブセンター山田を同総合センターに移転する。 <保健センター> 【平成30年度の取組】 古高松保健ステーションについて当初、東部南総合センター(仮称)の完成に合わせて、移転する計画であったが、建物の老朽化により、予定を前倒しして、保健センター、牟礼及び山田保健ステーションに統合整備した。 【今後の予定】 一宮保健ステーションについては、令和3年度に中部総合センター(仮称)に統合し、山田保健ステーションについては、5年度に東部南総合センター(仮称)に統合し、それぞれに子育て世代包括支援センターを併設するなど、地域保健事業の拠点とする予定である。
6.市街地拡大の抑制							
⑩土地利用の適正化							
		57	たかまつ農業ICT導入活用支援事業	前期(2020年度までに着手するもの)	農地が狭小かつ混住化が進行している本市農業の課題を克服し、消費地に近い立地や競争力のあるオリジナル品種等の生産を強化するため、農業分野におけるICTの導入・活用を推進し、ほ場管理の効率化や高度な生産技術、経営管理の合理化による経営規模の拡大と新規就農者など幅広い農業者の経営改善を支援することにより、農業の振興及び農地の保全を図る。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 平成30年5月に「たかまつ農業ICT推進協議会」を設立し、農業者とICTベンダーとのマッチング交流会等を実施するとともに、「高松市農業ICTシステム導入活用事業」を開始し、農業経営にICTシステムを導入する者への支援を実施した。 【今後の予定】 引き続き、農業ICTシステム導入活用事業等を実施し、農業分野におけるICTの導入・活用を推進する。
		58	居住誘導区域外の土地利用の適正化	前期(2020年度までに着手するもの)	郊外部への市街地の拡散に歯止めをかけ、様々な都市機能の集約拠点への集積を図り、持続可能なまちづくりを進めるため、郊外部の土地利用規制の見直しを平成23年12月に行った。 今後、立地適正化計画で示される都市機能誘導区域内への都市機能の集約や居住誘導区域内への居住促進を図るため、郊外部への市街地拡散を抑制する土地利用規制の強化に向けた都市計画制度の内容検討を行う。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 特定用途制限地域内の店舗規模の適正化を内容とする市街地拡大の抑制策を取りまとめ、市民の理解が深まるよう、5月に市内8カ所で開催した地元説明会や農業委員会総会の場などで、集約型まちづくりの必要性や誘導方策の方向性とあわせて、これら市街地拡大の抑制策について説明を行った。 【今後の予定】 令和元年度中に都市計画変更手続きを経て、経過措置期間の後、2年度に施行予定。
		59	居住誘導区域外の開発行為の適正化	前期(2020年度までに着手するもの)	平成16年の線引き廃止以降、用途地域の縁辺部である用途白地地域（特に、多肥・林地区）において、宅地開発が進み、子育て世代の増加による小・中学校の教室不足を始め、狭い道路における通行車両の増加・交通安全性の低下など、行政負担の増加や地域環境の悪化が顕在化している。 こうした中で、道路等の生活基盤が脆弱な箇所が多い用途白地地域については、これまでのように住宅の開発行為を許容することは、地域住環境の悪化が進むことから、立地適正化計画で居住誘導区域から除外した区域において、開発行為の抑制施策に関する検討を行う。	令和2年度までに着手	【平成30年度の取組】 平成30年3月議会答弁に応じ、当初予定していた施行時期を延期し、5月に行った地元説明会において、住民から挙げられた地域の実情や課題等についての意見・要望を踏まえて、誘導施策を含めた総合的な施策パッケージ（案）をまとめ、31年4月22日政策会議で了を得た。 【今後の予定】 今後、議会にパッケージ施策（案）を説明、了承を得次第、6月末を目途に開発指導技術基準及び開発指導要綱の改正を行い、1年間の経過措置期間の後、令和2年7月に施行予定。

						現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		60	農地転用規制の厳格化	前期(2020年度までに着手するもの)	郊外部の用途白地地域等である第1種・第2種農地の転用許可に係る審査において、「申請地に代えて農地以外の土地又は第3種農地で当該事業の目的が達成できるかどうか」という土地の代替性要件の審査をより厳格化し、居住誘導区域内の土地利用へ誘導する。 また、農業振興地域制度に基づく高松農業振興地域整備計画を厳格に運用することにより、農用地利用計画の適正管理に努める。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 郊外部の用途白地地域等である第1種・第2種農地の転用許可に係る審査をより厳格化し、居住誘導区域内の土地利用へ誘導した。 また、農業振興地域制度に基づく高松農業振興地域整備計画を厳格に運用し、農用地利用計画の適正管理に努めた。 【今後の予定】 引き続き、郊外部の用途白地地域等である第1種農地・第2種農地の転用許可に係る審査を厳格に行い、居住誘導区域内の土地利用に誘導する。 また、高松農業振興地域整備計画の見直し後も厳格に運用し、農用地利用計画の適正管理に努める。
		61	優良農地確保対策事業	前期(2020年度までに着手するもの)	郊外部の用途白地地域等において、耕作放棄地対策を強化するとともに、「人・農地プラン」の実質化に向けた「農地所有者の意向把握」と「集落での話し合い活動」を推進する。その上で、県農地機構との連携を強化し、農地の利用集積による優良農地の確保と有効利用を図る。 高松農業振興地域整備計画の見直しにあたっては、立地適正化計画との整合性を考慮するとともに、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手農家の掘り起しに努める。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 郊外部の用途白地地域等における耕作放棄地対策を強化するとともに農地の利用集積を推進し、郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全した。 また、高松農業振興地域整備計画の変更作業に着手したほか、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手の確保に努めた。 【今後の予定】 引き続き、郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全する。 また、高松農業振興地域整備計画の見直しにあたっては、立地適正化計画との整合性を考慮するとともに、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手農家の掘り起しに努める。
		⑪市街地の有効活用					
		62	まちなかへの定住促進	前期(2020年度までに着手するもの)	日々の暮らしが徒歩圏内でまかなえるまちなか居住の環境を整える事業者への情報提供や助言・指導を通して定住人口の増加を促進する。国・県の動向を注視しながら、当該事業を実施しようとする事業者に対する情報提供や助言・指導等を実施する。 また、まちなかでの共同住宅等の高度利用を図り、魅力ある居住空間を創出する。共同住宅等新築、及びリフォームに際し、1階部分を居住者や地域住民での共用スペース等として提供する場合に、2階以上の住宅の容積率を緩和する。	令和2年度までに着手	【今後の予定】 令和元年度において中心市街地開発誘導事業（容積率ボーナス）として、現況調査及び需要調査を実施する予定である。
7.誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持							
⑫拠点との連携の確保							
		63	地域と連携した移動手段の確保	前期(2020年度までに着手するもの)	今後、急激に増加する高齢者等交通弱者の生活の足を確保し、持続可能な交通体系の構築を目指します。 公共交通の空白地域や不便地域における交通弱者の移動手段となる路線について、地域の特性や利用者ニーズに見合った持続可能な交通体系の構築に、地域組織と協働して取り組みます。 また、生活の基本的な活動に困難を来す方など、生活交通路線としての対応では不十分な方に対して、移動支援や、適切なサービスの提供ができるよう、生活支援の充実に向けて取り組みます。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 公共交通空白地域における移動手段の確保について、一定程度の利用者が見込める地域においては、市として、地域主体によるコミュニティ交通の導入への働き掛けを強化するため、導入検討制度の見直しや補助に対するスキームの見直しを行った。 また、利用の需要が見込めない、公共交通によるカバーが困難なエリアなどにおいては、セーフティネットとして、移動が困難な高齢者などに対する、移送支援サービスの在り方について、コミュニティ協議会等と連携しながら、効果的な制度の創設や、利用促進を図る事業の推進に取り組んでいくこととしており、関係者との協議をスタートさせたところである。 【今後の予定】 一定程度の利用者が見込める地域においては、積極的に取り組んでいる地域と連携しながら、コミュニティバス導入に向けた支援を行う。 需要が見込めない、公共交通によるカバーが困難なエリアなどにおいては、福祉の視点から、コミュニティ協議会や社会福祉協議会等と連携しながら、取組について支援を行う。

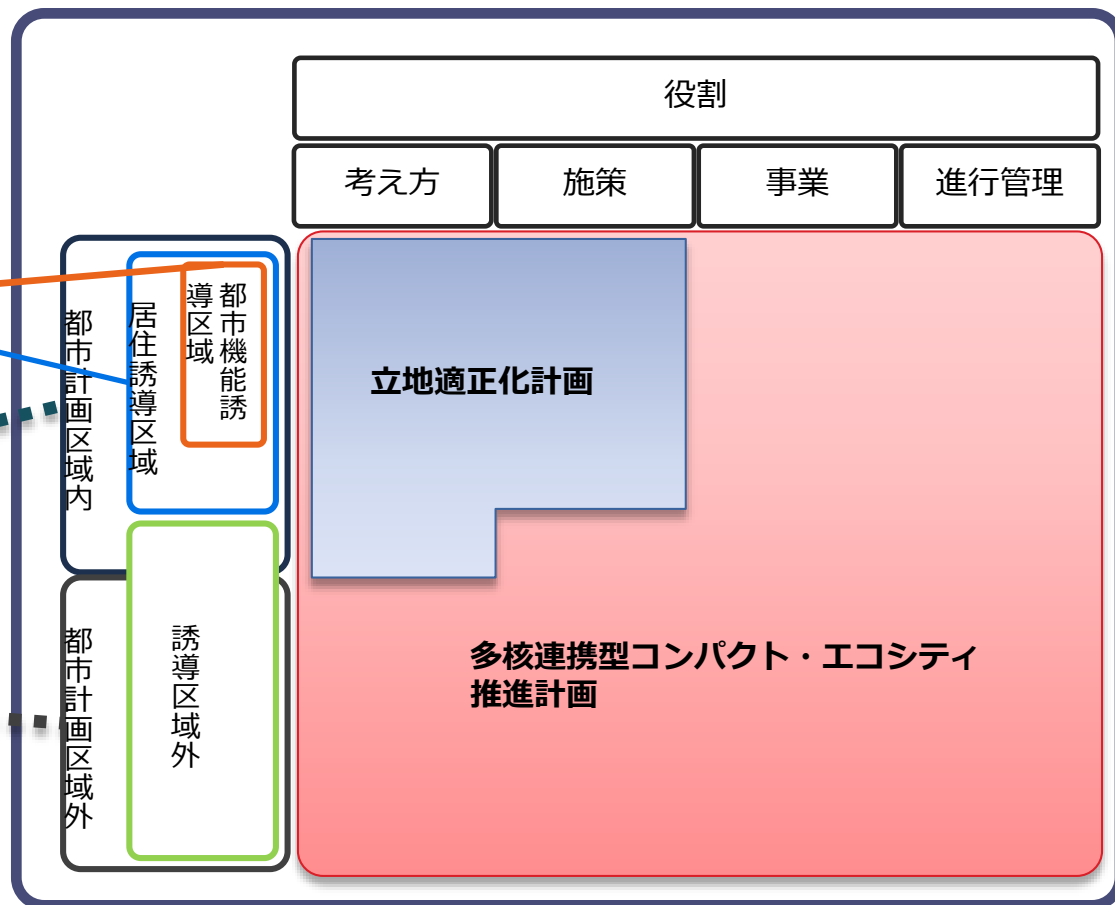
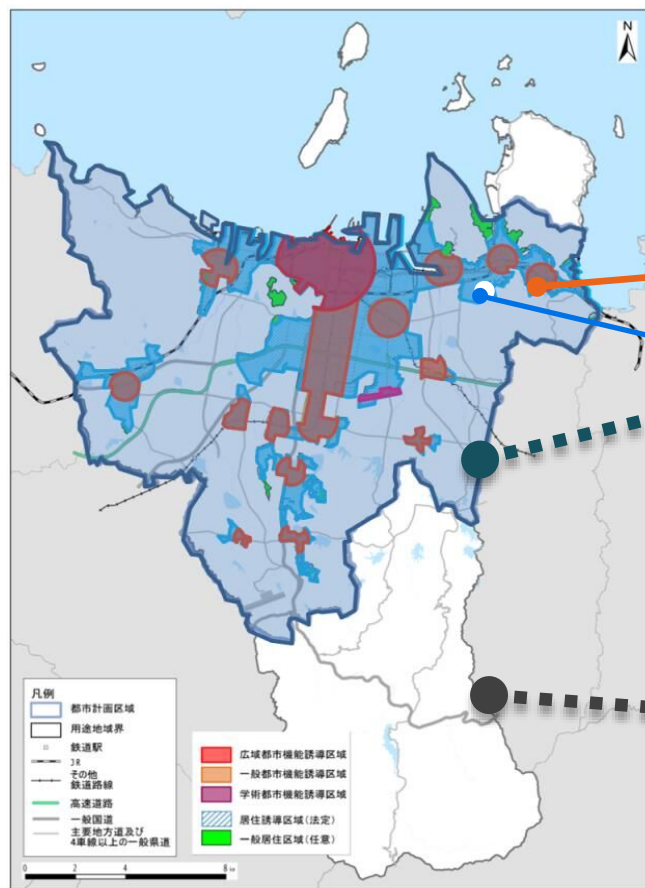
					現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況
						備考（進捗状況の具体的な内容）
		64	移動販売参入助成事業	前期(2020年度までに着手するもの)	今後、急激に増加する高齢者等の生活を支援するため、移動販売業者の参入を促します。	【平成30年度の実績】 実施事業者を公募により決定したが、決定事業者代表者の都合により辞退したため事業の実施に至らなかった。 【今後の予定】 事業の実施方法等を検討し、事業を継続する。
⑬豊かな自然と調和した生活環境の維持						
		65	地域おこし協力隊の有効活用	前期(2020年度までに着手するもの)	人口減少により地域力が低下している山間部や島しょ部において、地域力の維持や活性化に資するため、都市地域等からの人材を積極的に誘致し、「地域おこし協力隊」を配置する。	【平成30年度の実績】 2人目の塩江担当及び女木島担当の地域おこし協力隊員を採用し、隊員5名による活動を行った。各隊員の活動内容は以下のとおり。 ・本庁隊員 Web媒体を使った観光・地域及び市内各隊員に関する情報発信 ・塩江隊員（2名） エッセンシャルオイル抽出による商品化等に向けたハーブ園の造園、廃線となった鉄道のアート化に向けた活動等 地域住民とのワークショップを通じたお土産物の開発・販売に向けた活動 ・女木隊員 地域の交流施設の建物及び周辺のアートデザイン、休耕地を活用した共同農園の運営に向けた活動 ・男木隊員 地域の食材を用いた食品づくり及び弁当の販売に向けた活動、Web媒体と紙媒体での地域の情報発信 【今後の予定】 男木隊員が12月で3年間の任期満了を迎えて起業するため、行政からの情報発信等サポートに努めるとともに、次期隊員の募集について地元を含めた協議に取り組む。
		66	小さな拠点づくりの推進	中後期(2021年度以降に着手するもの)	地域住民の活動・交流拠点の強化や、行政サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図る。	令和3年度以降に着手
		36	生涯活躍のまちづくりの推進【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	中高年齢者の希望に応じた暮らしの実現や地域住民の多世代交流を促進するため、移住者を含めた地域住民が主体となり本市の特性や強みを生かした地域づくりを目指す、「生涯活躍のまち」の理念を反映したまちづくりを推進する。	【平成30年度の実績】 平成31年3月に高松版生涯活躍のまち構想を策定した。 【今後の予定】 地域コミュニティ協議会を軸とした、地域の特性を生かした生涯活躍のまちを形成し、その取組内容の報告を実施しながら全市展開を図る。
		37	地域まちづくり交付金【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、地域の各種事業・団体に対して交付していた補助金等を一元化し、地域コミュニティ協議会が、コミュニティプランに基づき、裁量権をもって執行できる補助金として、地域コミュニティ協議会に対し、一括交付する。	【平成30年度の実績】 市内全域を網羅する形で、44の地域コミュニティ協議会に対して交付金を交付し、地域におけるまちづくり活動の活性化に寄与している。 【今後の予定】 今後も、交付金が有効に活用されているかの聞き取りや、検査等を実施して検証作業を行ってきたい。

						現行計画	
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		25	老朽危険空き家対策事業【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	地域の住環境の向上を図るため、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進していく。 より多くの方々に補助制度を利用していただくため、補助率や限度額など、一定の予算枠の範囲内で、多くの方々が補助制度を利用できるように、補助内容について見直しを検討するとともに、特定空き家等に対しては、特措法に定める措置を適正に講じていく。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 老朽化して倒壊などのおそれのある空き家に対し、平成28年度から除却費用の一部を補助する事業を実施しており、30年度は、より多くの方々に補助制度を利用していただくため、補助率や限度額など、一定の予算枠の範囲内で、補助内容の見直しを行った。 【今後の予定】 さらに多くの方々に補助制度を利用していただくため、補助率や限度額の見直しなど、一定の予算枠の範囲内で、補助内容の見直しを行う。また、特定空き家等に対しては、特措法に定める措置を適正に講じていく。
		40	空き家利活用の推進【再掲】	中後期(2021年度以降に着手するもの)	寄合スペース、図書館、観光によるコミュニティ形成等を目的とした空き家利活用の推進を検討する。	令和3年度以降に着手	
		41	生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	本市で平成28年10月から実施している新しい総合事業における、住民主体によるサービスの提供体制を構築し、支え合いの地域づくりを推進する。 住民主体によるサービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、市内44カ所の地域コミュニティ協議会単位で、地域福祉ネットワーク会議の立上・運営の支援や、地域のニーズや課題の把握、住民主体による地域課題の解決に向けた取組等への支援を行う。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 新しい総合事業における住民主体によるサービスは、平成28年10月から実施し、30年度末には合計で19地区（訪問18箇所、通所6箇所）で提供されている。 【今後の予定】 今後も、地域福祉ネットワーク会議設置済みの39地区では、地域住民による地域の課題解決に向けた取組を推進するとともに、未設置の5地区においても、多方面からアプローチして、地域福祉ネットワーク会議の設置を促していく。 なお、31年度より地域共生社会推進室に事務を移管した。
		56	学校施設の長寿命化【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	「高松市公共施設等総合管理計画」における個別施設設計画の位置付けとして、「高松市学校施設長寿命化計画」を策定した。今後、この計画に基づき計画的に学校施設の長寿命化を図ることにより、トータルコストの縮減と平準化を図りながら、学校別の整備の方向性を整理する。 また、施設の複合化等についても今後、検討する。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 平成30年5月 高松市学校施設長寿命化計画 策定 【今後の予定】 策定した計画のとおり事業を進め、必要が生じれば計画の変更を検討する。
		61	優良農地確保対策事業【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	郊外部の用途白地地域等において、耕作放棄地対策を強化するとともに農地の利用集積を推進し、郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全する。 高松農業振興地域整備計画の見直しにあたっては、立地適正化計画との整合性を考慮するとともに、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手農家の掘り起しに努める。	実施済（継続分）	【平成30年度の取組】 郊外部の用途白地地域等における耕作放棄地対策を強化するとともに農地の利用集積を推進し、郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全した。 また、高松農業振興地域整備計画の変更作業に着手したほか、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手の確保に努めた。 【今後の予定】 引き続き、郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全する。 また、高松農業振興地域整備計画の見直しにあたっては、立地適正化計画との整合性を考慮するとともに、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手農家の掘り起しに努める。

推進計画と立地適正化計画の位置付け

◎高松市立地適正化計画

- ・誘導区域への都市機能の集積と居住の誘導を図り、持続可能なまちづくりとして「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を後押しする。
- ・多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画は市内全域を対象とし、立地適正化計画は都市計画区域内を対象とする。

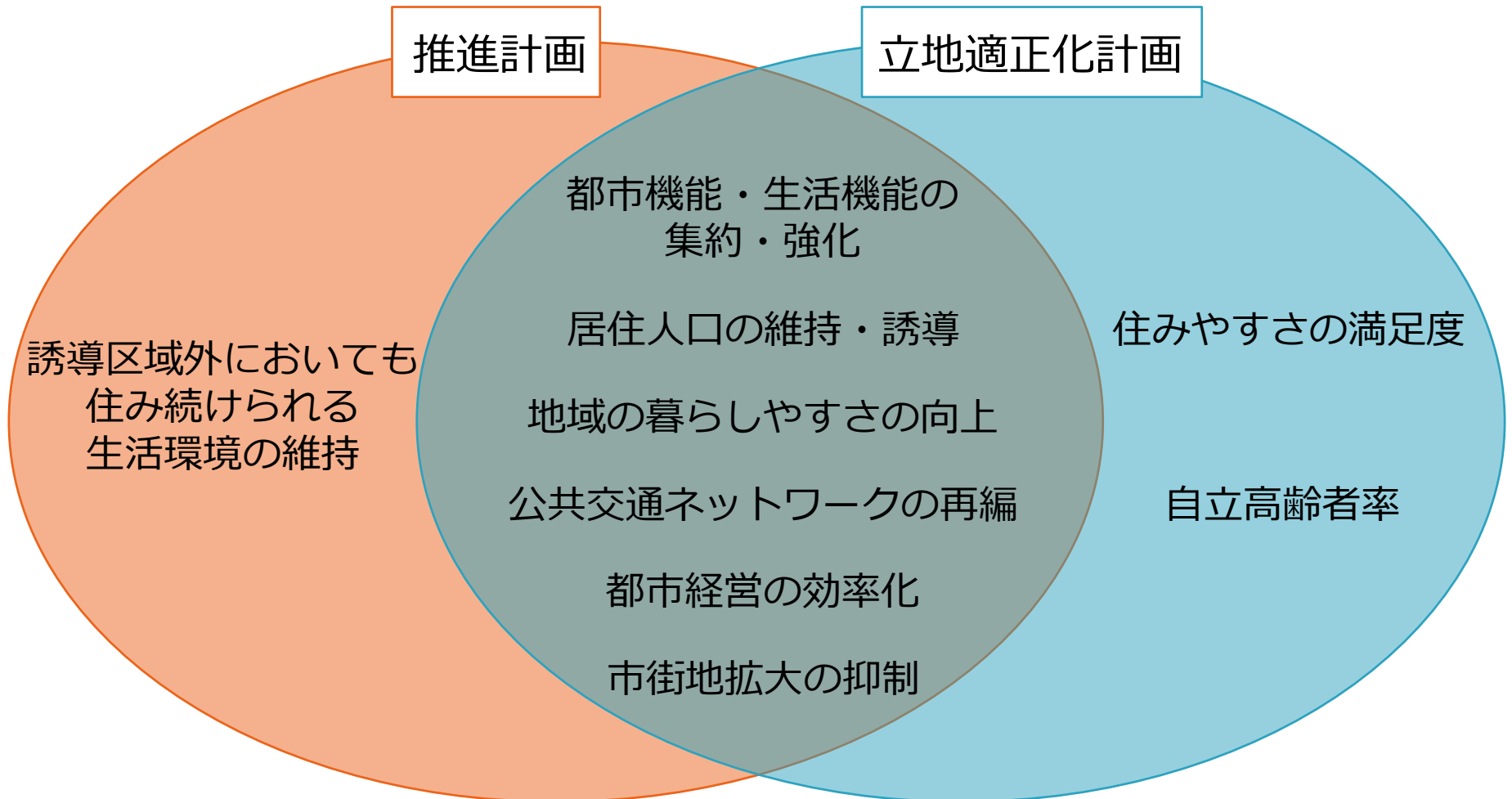


計画の推進に向けて

◎評価指標と目標値

計画の適切な進行管理のために、評価指標及び目標値を設定

⇒ 推進計画：7項目 立地適正化計画：8項目



多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画 及び 高松市立地適正化計画

評価指標及び目標値

	施策の方針	施策	指標名	指標の説明	現状値		目標値(2028)
					2016	2018	
1	都市機能・生活機能の集約・強化	都市機能の誘導や高質化	都市機能誘導区域内の誘導施設の立地率（％）	（現状）誘導施設の種類／（全体）誘導施設の種類	84.0% (H28)	84.0% (H30末)	100% (H40)
		中心市街地の魅力の強化	中央商店街の歩行者通行量（人）	中央商店街の歩行者通行量（休日、15地点）	130,566人 (H28)	128,854人 (H30)	133,000人 (H40)
2	居住人口の維持・誘導（居住誘導に関する直接的な施策）	定住人口の維持・誘導	居住誘導区域内の人口密度（人/ha）	居住誘導区域内の人口密度	46.4人/ha (H28)	46.0人/ha (H30)	人口減少化においても、現状維持 (46.4人/ha) (H40)
		選ばれる地域づくりの推進	居住誘導区域内の社会増（人）	居住誘導区域内の1年間の（転入－転出）人口（市内間の転居含む）	△502人 (H28)	△1322人 (H30)	700人 (H40)
3	地域の暮らしやすさの向上（居住誘導区域内での取組）	良好な居住環境の創出	居住誘導区域内からの転居及び転出率（％）	居住誘導区域内の人口のうち、区域内からの転居及び転出入口の割合	4.61% (H28)	5.03% (H30)	4.40% (H40)
		人との繋がりのある地域づくりの推進	住民主体によるサービスを提供している地区の割合(%)	地域福祉ネットワーク会議が設置され、かつ、住民主体によるサービスB（訪問型又は通所型）を提供している地区の割合	13.6% (H29.10)	45.5% (H30末)	100% (H40)
4	公共交通ネットワークの再編	持続可能な公共交通ネットワークの再構築	交通結節点におけるバス路線の結節数（都心部を除く）（路線）	交通結節拠点となる鉄道駅に、結節させるバス路線総数（都心部を除く）	3路線 (H28)	6路線 (H30)	18路線 (H40)
		公共交通の利便性の向上	公共交通機関利用率（％）	本市の人口のうち、公共交通機関利用者数の割合	14.7% (H28)	15.0% (H29)	17.3% (H40)
5	都市経営の効率化	効率的で効果的な行財政運営の推進	行政組織再編後の総合センター窓口事務量増加率（％）	総合センター移行前から移行後の窓口事務量（所要時間）増加率	112.5% (H29) (H29.2～7の数値)	111.6% (H30) (H30.2～7の数値)	133.8% (H40)
6	市街地拡大の抑制	土地利用の適正化	居住誘導区域外の開発許可面積比率（％）	都市計画区域内における居住誘導区域外の面積のうち、開発許可面積の割合	0.18% (H28)	0.28% (H30)	0.07% (H40)
		市街地の有効活用	中心市街地の居住人口の割合（％）	中心市街地活性化エリア内の人口の割合	4.8% (H28)	4.8% (H30)	5.1% (H40)
7	誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持	拠点との連携の確保	地域と連携したコミュニティバスの路線数	地域と連携したコミュニティバスの路線数	1路線	1路線	8路線
		豊かな自然と調和した生活環境の維持	農地中間管理事業等による担い手への農地集積率	市内耕地面積のうち、農業の担い手（認定農業者、集落営農組織など）が耕作する面積の割合	20.6% (H28)	23.1% (H30)	40.0% (H40)

立地適正化計画における 目標達成により期待される効果	住みやすさの満足度	市民満足度調査 （居住年数10年未満の住みよい、まあまあ住みよいの割合）	82.0% (H28)	76.0% (H30)	86.4% (H40)
	自立高齢者率	介護・支援を必要としていない65歳以上の高齢者の割合	79.1% (H28)	79.3% (H29)	73.9%※ (H40)

※自立高齢者率は、第6期高松市高齢者保健福祉計画にて、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年度の目標値を算出しており、本計画においてはその目標値を40年度の目標値として設定することとします。